

# 薩摩川内市子育て応援券支給事業登録事業者募集要項

## I 事業の目的

薩摩川内市は、子どもの誕生を祝福するとともに、子育てしやすい環境整備の充実を図り、子育て支援及び少子化対策に資することを目的とし、薩摩川内市子育て応援券を支給します。

## II 事業の概要

### 1 商品券の名称等

- (1) 商品券の名称：薩摩川内市子育て応援券（以下「応援券」という。）
- (2) 応援券の支給対象者及び支給額
  - ・対象者：令和3年4月2日以後に出生により、本市が備える住民基本台帳に記録され申請日まで継続して記録されている子（以下「対象児」という。）を養育している保護者で、対象児の出生日時時点で本市に3月以上住所を有し申請日時時点で継続して住所を有している対象児と同居の保護者。
  - ・支給額：第1子 10,000円(1冊)、第2子 30,000円(3冊)、第3子以降 50,000円(5冊)
- (3) 応援券の1枚当たりの額面：1,000円
- (4) 応援券の使用期間：支給された日から次年度の9月30日まで
- (5) 応援券の使用方法：あらかじめ応援券の取扱い登録事業者として登録された店舗等で取り扱う物品の購入等又は役務の提供の対価として使用する。

## III 登録事業者の登録等

### 1 登録事業者の資格

- (1) 薩摩川内市赤ちゃんの駅登録施設内にある店舗や事業所等を有する事業者。  
ただし、応援券を取り扱えるのは、赤ちゃんの駅登録施設内の店舗や事業所に限る。
- (2) 薩摩川内市子育て応援券支給事業実施要綱及び本募集要項を遵守する事業者。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業を行っている事業者でないこと。
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。
- (5) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。

## 2 応援券取扱い登録事業者の申請等

### (1) 申請方法

応援券の取扱いを希望する事業者は、薩摩川内市子育て応援券支給事業実施要綱及び本募集要項に同意の上、薩摩川内市子育て応援券登録事業者登録申請書に必要事項を記入し、薩摩川内市役所本庁子育て支援課へ郵送又は持参して申請してください。

### (2) 申請期間

令和3年4月28日（水）以降随時申請できるものとします。ただし、土日祝日を除く平日の午前9時～午後5時となります。

申請は随時受付、一覧表の更新及びポスター配付を行います。

### (3) 登録

申請のあった事業者については、申請書を審査の上「登録承認決定通知書」を交付します。ただし、登録後であっても、申請内容に虚偽・不備等がある場合には当該登録を取り消す場合があります。

また、応援券の使用期間中は、やむを得ない事由がない限り、登録を途中辞退できません。

## 3 応援券取扱いの注意事項

- (1) 応援券は、物品の販売若しくは貸し付け又は役務の提供の取引において使用が可能となります。これらの取引以外において、商品券を売買又は流通させることは禁じられています。
- (2) 応援券は、登録事業者として登録された事業者で使用期間内に限り利用できません。
- (3) 応援券は、現金との引換はいたしません。使用者が使用する商品券の合計額が購入しようとする物品等の金額を上回る場合、使用者に上回る金額は支払わないでください。
- (4) 応援券の盗難、紛失又は滅失等に対し、本市はその責任を負いません。

## 4 応援券の換金方法等

### (1) 換金窓口

薩摩川内市役所子育て支援課へ換金申出を行ってください。

(2) 振込先口座の事前登録

換金方法は、登録事業者の預金口座への振替の方法により行います。

登録事業者に登録しようとする事業者は、薩摩川内市子育て応援券登録事業者登録申請書提出の際、預金口座を事前に登録してください。

なお、口座の登録に当たっては、下記の事項に注意してください。

ア 登録される口座は、1店舗1口座までとします。

イ 使用期間中の口座変更は、原則認めません。また、登録された口座以外への換金はいたしません。

(3) 口座振替の方法

口座振替は、毎月末までに受け取った応援券を翌月10日（10日が土日・祝日の場合は翌日）までに換金を申し出たものについて行います。

(4) 換金申出期間

提出期限は、毎年度4月15日までとします。換金申出期間を過ぎたものは無効となり、換金できません。

(5) 換金申出の提出書類

ア 使用済み応援券

イ 請求書

ウ 登録事業者登録承認決定通知書

(6) 応援券の使用対象とならないもの

ア 土地・家屋の購入、家賃・地代等の不動産に関わる支払い

イ 現金との換金、金融機関への預け入れ

ウ 出資・債務の支払い

エ たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

オ 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

キ 国や地方公共団体等への支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等の公共料金）

ク 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

## 5 登録事業者の遵守事項等

- (1) 応援券の交換、譲渡及び売買を行わないでください。
- (2) 使用済みの応援券を換金せず、他の登録事業者で使用しないでください。
- (3) 登録事業者であることがわかるように、店頭などにポスターなどを掲示してください。
- (4) 応援券の不正使用（偽造等）が疑われる場合には、速やかに薩摩川内市役所本庁子育て支援課へ連絡してください。
- (5) 使用期間後の応援券は受け取らないでください。

## 6 登録事業者の登録取消

薩摩川内市子育て応援券支給事業実施要綱及び本募集要項の規定に違反する行為があったときは、登録事業者の登録を取り消す場合があります。